

(執行役員)

第27条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。

2 取締役会の決議によって執行役員の中から社長及びその他の役付執行役員を選定する。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の少なくとも3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

## 第6章 計算

(事業年度)

第30条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第31条 本会社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を、取締役会の決議によって定めることができる。

2 本会社は、毎年3月31日のほか、9月30日その他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

## 附則

- 1 2024年6月開催の2023年度定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条に定めるところによる。
- 2 2024年6月開催の2023年度定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条に定めるところによる。

以 上